

令和8年度茅ヶ崎市指導監査実施方針及び重点事項について

1 指導監査実施方針

社会福祉法の趣旨を踏まえ、茅ヶ崎市が所管する社会福祉法人（以下「法人」という。）の適切な運営の確保と福祉サービスの質の一層の向上に向けて、以下のとおり指導監査を実施します。

(1) 一般指導監査

ア 定期指導監査

定期指導監査は、原則3年に1回の実地監査とします。

厚生労働省が定める指導監査実施要項に基づく一定の要件を満たすと認められる場合は、4年又は5年に1回とします。

実施方法は、実地によるほか、必要に応じ、書面及びリモートの手法のみにより実施することができるものとします。

イ 臨時指導監査

定期的な指導監査以外に、調査・確認などが必要と認められる場合には、臨時に実地監査を実施します。

(2) 特別指導監査

福祉サービスの利用者に対する権利侵害が認められる場合や、犯罪行為、法律・基準・定款に著しい違反が認められるなど運営等に重大な問題を有する法人・施設に対して特別に実地監査を実施します。

2 指導監査重点事項

法人・施設等における改正後社会福祉法に基づく運営体制の確保状況を重点事項として指導監査で確認します。

(1) 法人運営体制の確保状況

- 評議員、評議員会について（就任手続き、招集手続き、議事録、特別利害関係の確認など）
- 役員、理事会について（就任手続き、招集手続き、議事録、特別利害関係の確認など）
- 理事長への委任等について（理事長専決の範囲が適正に定められているか、定款施行細則に従って行っているか、理事長等の職務執行状況の報告を適正に行っているかなど）
- 会計処理について（会計基準に沿って処理がされているか、経理規程が遵守されているか、現金・預金等の管理体制は適正かなど）
- 契約方法について（随意契約が適正か、利益相反取引がある場合は理事会で議論しているかなど）
- 評議員、役員等の報酬について（報酬等支給基準の内容が適正か、役員等への報酬の支給が基準に照らして適正に行っているか、役員等報酬等の現況報告書での総額の公表は適正に行っているかなど）
- 事業運営の透明性の向上について（情報公開が必要な書類のホームページでの公開や備置きが適正かなど）
- 苦情解決について（苦情解決体制が構築されているか、第三者委員を積極的に活用しているかなど）

(2) 地域等との連携

○地域における公益的な取組について（地域や地域住民と交流・連携しているかなど）